

# 入札説明書

国立研究開発法人国立循環器病研究センターが行う一般競争入札公告（令和6年5月17日付公告 3病院の共同・連携による診療材料等物品調達及び管理等業務委託契約 1式）に基づく入札に参加しようとする者は、政府調達に関する協定（昭和55年条約第14号）及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。なお、本入札の診療材料等物品調達に関連する部分のみ、国立研究開発法人国立循環器病研究センター契約事務取扱細則第37条第1項但書に基づき単価契約とする。

## 1. 入札公告

### (1) 公告日

令和6年5月17日

### (2) 契約担当者等

国立研究開発法人国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也  
独立行政法人国立病院機構大阪医療センター 院長 松村 泰志  
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 野々村 祝夫

### (3) 担当部署

〒564-8565  
大阪府吹田市岸部新町6番1号  
国立研究開発法人国立循環器病研究センター  
財務経理課契約第一係 小田  
電話 06-6170-1069 内線 40081  
e-mail ncvc-keiyaku@ml.ncvc.go.jp

### (4) 品目リスト等関連資料の配布方法

本競争にかかる品目リスト等関連資料の配布を希望する者は、配布を受ける前に「秘密保持誓約書」を（3）に示す担当部署へ提出しなければならない。なお、品目リスト等関連資料の様式は e-mail にて送付するので、（3）に示したメールアドレスに希望の送付先メールアドレスを連絡すること。また、当初配布する共通品目リスト（診療材料）

【資料1】は基準単価を除いたリストであり、基準単価を記載したリストは、競争参加資格確認結果通知時に配布する。配布した資料については、貴社の規定に従った手順により適切に管理し、下記の期限までに必ず返還または廃棄すること。

廃棄期限：令和6年10月31日

### (5) 秘密保持誓約書及び入札説明書別紙（誓約書）の配布方法

本競争にかかる秘密保持誓約書及び入札説明書別紙の配布を希望する者は、e-mail にて送付するので、(3) に示したメールアドレスに希望の送付先メールアドレスを連絡すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人国立循環器病研究センター契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

### 【参考】（一般競争参加者の排除）

第6条 理事長等は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 契約細則第7条の規定に該当しない者であること。

### 【参考】（一般競争参加者の制限）

第7条 理事長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量の関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 第14条に規定する交渉権者が契約を結ぶこと、又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び理事長等が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後、本条に基づく一般競争参加者の制限期間を経過していない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行った者

2 理事長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(3) 国立研究開発法人国立循環器病研究センター契約指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

**【参考】（指名停止）**

第2条 理事長は、有資格業者（国立研究開発法人国立循環器病研究センター政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成22年規程第31号。以下「特例規程」という。）第5条又は契約事務取扱細則第5条、第22条若しくは第25条の規定により競争参加資格を得た者をいう。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、状況に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止（指名停止、指名回避、指名留保、不選等の名称のいかんを問わず、一定の要件に該当するため、工事並びに物品及び役務の提供等（以下「工事等」という。）を受注させるにふさわしくない有資格業者について、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 理事長が指名停止を行ったときは、理事長及び契約事務取扱細則第3条に定める契約者（以下「理事長等」という。）は、工事等の契約のため指名を行うに際し、定められた期間中、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。また、一般競争及び契約事務取扱細則第3章に規定する公募型企画競争においては当該指名停止に係る有資格業者を、定められた期間中、競争に参加させてはならない。

**（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）**

第3条 理事長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で状況に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 理事長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で状況に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 理事長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で状況に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険
- ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するものに加入している場合のみ対象）
- ③ 船員保険
- ④ 国民年金
- ⑤ 労働者災害補償保険
- ⑥ 雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- (5) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売（医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類）」及び「役務の提供（その他）」のA、B又はCの等級に格付され、近畿地区の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 契約細則第5条の規定に基づき、理事長等が定める資格を有する者であること。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条、39条に基づく医薬品卸売・高度管理医療機器の販売業許可を受けていること。
- (8) 毒物及び劇物取締法第4条に基づく毒物劇物一般販売の販売業の許可を受けていること。
- (9) 共通仕様書「4 受託者の業務体制」に掲げる要件を満たすことが可能な者であること。
- (10) 単独で対象事業を行えない場合には、適正な事業を遂行できる共同事業体（対象事業を共同して行うことを目的として複数の共同事業実施者により構成される組織をいう。）として参加することができる。この場合、共同事業実施者の構成員は上記（1）から（9）の条件を満たす必要があるほか、業務分担及び実施体制等を明確に記載した共同事業体の結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成し全構成員間で締結することが必要であり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者が本委託事業に係る入札及び契約手続を行うものとする。なお、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、若しくは単独で参加することはできない。

### 3. 競争参加資格の確認等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、下記（4）に掲げる必要書類を添付した別紙1「誓約書」を提出し、契約担当者等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに提出しない者、並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (2) 競争参加資格確認書類受領期限

令和6年7月9日 17時00分

土日祝日を除く8時30分～12時00分、13時00分～17時00分

(3) 提出方法・場所

1. (3)の場所に持参又は郵送によること。ただし、郵送による場合は書留郵便等記録の残る方法によるものとし、3.(2)の期限までに必着すること。

(4) 誓約書の添付書類

誓約書には、次の書類を添付すること。なお、競争参加確認のため補足資料の提出を求める場合がある。

① 国の競争参加資格（全省庁統一資格）の写し

（共同事業体としての参加の場合は、全構成員の競争参加資格の写し）

② 保険料納付にかかる申立書

(4) 契約期間

③ 指名停止措置要領に基づく誓約書

④ 医薬品卸売・高度管理医療機器の販売業許可を受けていることが確認できる証書等の写しを提出すること。

⑤ 毒物劇物一般販売の販売業の許可を受けていることが確認できる証書等の写しを提供すること。

⑥ 共通仕様書「4 受託者の業務体制」を満たすことが確認できる書類

・業務に必要な人員配置が確認できる業務従事者配置（予定）一覧を任意の様式で作成し提出すること。

・各責任者の保有する資格等や業務実績が確認できる書類を任意様式で作成し、資格証の写しを添付して提出すること。

・その他の証明は任意様式で作成し提出すること。

⑦ 共同事業体としての参加の場合は、全構成員間で締結している実施体制等を記載した協定書等の写し

(5) 競争参加資格の確認結果は、入札参加者資格がないと判断した場合に限り、入札期限までに通知する。

(6) その他

・競争参加資格確認に係る費用は、参加希望者の負担とする。

・理事長等は、提出された書類を、競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。

・提出された書類は返却しない。

・提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

## 4. 入札内容

(1) 調達件名

### 3 病院の共同・連携による診療材料等物品調達及び管理等業務委託契約 1 式

#### (2) 調達件名の規格、数量、特質

別紙仕様書のとおり

- ・共通品目リスト（診療材料）【資料 1】
- ・個別品目リスト（消耗品他）【資料 2】

※【資料 1】記載品目を共通仕様書 7(3)対象品目とする。当該リストは令和 4 年 4 月～令和 6 年 3 月末の期間内に購入実績のある品目であるが、それ以降に新規採用された診療材料等に関しては令和 7 年 3 月末までに双方協議の上、原則共通仕様書のとおり基準単価及び納入単価を決定することとする。

※【資料 2】の取り扱いについては、特記仕様書に記載のとおりとする。

#### (3) その他参考資料

- ・部署定数一覧【資料 3】  
(※国立循環器病研究センター及び国立病院機構大阪医療センターのみ)
- ・院内倉庫在庫一覧【資料 4】(※国立大学法人大阪大学医学部附属病院のみ)

令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日

#### (5) 導入場所

- ①国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- ②独立行政法人国立病院機構大阪医療センター
- ③国立大学法人大阪大学医学部附属病院

#### (6) 契約条件等

別紙契約書（案）のとおり

※ 落札後の契約条件変更は行わないため十分に留意し、本入札に参加を希望する者は別紙契約書（案）の内容を十分に精査検討した上で、契約条件を了承の上参加すること。

※ 契約書（案）の内容に疑義が有る場合は 15. に定める方法により質疑を行うこと。

## 5. 入札方法等

入札は、総合評価落札方式で行う。

#### (1) 入札書の作成方法

- ・入札書は、別紙 2「入札書」を作成し、封筒に入れて封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び開札日及び調達件名につき朱書して提出しなければならない。
- ・「入札書」には、委託費用及び材料費総額を記載し、その合計額を入札金額とする。委託費は 3 病院合計額とし、「入札内訳書」に各病院の委託費を記載すること。材料

費は第一期材料費～第四期材料費の合計額を記載すること。なお、第一期材料費とは、第一期基準総額（４．（２）共通品目リスト【資料１】に記載の品目ごとの基準単価及び年間予定数量を乗じて得られる金額の総額）より、入札者が提案する共通仕様書 7（３）ウ（エ）に定める第一期目標削減率を第一期基準総額に乗じて算出した第一期削減額を減算して得た額のことをいい、同額を第二期基準総額とする。第二期以降も第一期に準じて算出すること。なお、「入札書」に記載する金額は、整数（小数点以下四捨五入）とする。

- ・郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に開札日・調達件名・入札書が封入されている旨を朱書し、中封筒の封皮には、直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ・入札書に記載する入札価額については、調達案件の本体価格のほか輸送費、据付工事費、保険料、関税、下取（又は引取）物品がある場合はその撤去搬出に要する費用等、調達案件を履行するための一切の経費及び調整に要する経費、下取金額を織り込んだ上で、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

#### (2) 入札書の提出方法

入札書は下記 9.（１）まで持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便等記録の残る方法によるものとし、開札までに 1.（３）の場所に必着のこと。

#### (3) 入札書提出後の引換等の禁止

入札者はその提出した入札書の引換変更又は取消をすることができない。

#### (4) 入札書の無効

下記の事項に該当するものは無効とする。

- ・競争参加資格がない者が提出したもの。
- ・所定の様式によらず捺印がないもの。
- ・入札書記載金額の不明確なもの。
- ・入札書記載金額を訂正したもの。
- ・競争参加者（代理人を含む）の氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者氏名）が判然としないもの。
- ・誤字・脱漏・汚染・塗抹等により大切な文字の不明確なもの。
- ・ 3.（１）及び 6. の提出資料を期限内に提出しないもの。
- ・ 7. を実施しないもの。
- ・明らかに談合によると認められるもの。
- ・談合情報等に関する事情聴取を求めた際、それに応じない者が提出したもの。
- ・談合等の事実がないことを確認する書面の提出を求めた際、それに応じない者が提出したもの。

#### (5) 代理人による入札

- ・代理人が入札する場合には、入札書に入札者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、別紙3-1の「委任状」を入札書の提出までに提出しなければならない。また、復代理人が入札する場合には、合わせて別紙3-2の「委任状」を提出しなければならない。
- ・代理人及び復代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者及び代理人並びに復代理人を兼ねることはできない。

### 6. 技術審査及び総合評価に関する書類等の提出

(1) 調達物の特性等を有する設備・サービス・物品を提供できることを証明するものとして下記書類及び企画提案書を提出すること。なお、提出部数については、①～④は25部、⑤は3部とする。また、下記①～⑤の書類は電子媒体でも提出すること（USBでの提出は不可）。

#### ① 企画提案書（様式自由）

- ・別添「総合評価基準書、評価基準表」に基づき、日本語で作成すること。「評価基準表」項目順に作成することが望ましい。
- ・補足説明資料を提出する場合は、25部提出すること。

#### ② 業務受託実績（様式自由）

- ・評価基準表のうち「I 業務受託実績」に定める各項目の実績・資格が確認できる書類を提出すること。
- ・実績の証明は契約書の写し・発注書・検収書等、契約の存在を契約相手方が確認していることがわかる書類を差し支えの無い範囲で提出すること。
- ・ワークライフバランス等の推進にかかる資格の証明については、資格証の写しを提出すること。

#### ③ 実施体制表（様式自由）

#### ④ 導入準備スケジュール（様式自由）

#### ⑤ 参考見積書

- ・参考見積書は入札価格を制限するものではない。参考見積書の見積方法は5.(1)に準ずる。

### 7. プレゼンテーションの方法

- ① 提出された企画提案書等を評価するため、プレゼンテーションを実施する。パワーポイントの利用は可。コンピューター・ポインターは自身で準備すること。



- ② プレゼンテーションは、令和 6 年 8 月下旬頃の当センターが指定した日時に実施する。具体的な日時・場所についてはあらかじめメール・電話連絡等の方法により後日通知する。
- ③ プレゼンテーションに出席する者は発表者を含め 3 名までとすること。
- ④ プレゼンテーションは、説明 20 分、質疑応答 10 分の 1 者あたり 30 分以内とする。時間を超過した場合は公平な審査の観点から、説明途中であっても打ち切る場合がある。質疑時間は超過する場合がある。
- ⑤ 補足説明を求める項目及びプレゼンテーションに関する詳細事項については、仕様書等の配布者に令和 6 年 8 月 13 日までに通知する。

## 8. 提出書類

以上を踏まえ、本入札に参加するにあたり、必要となる書類及び受領期限は次のとおりとなる。提出場所は 1. (3) のとおり。

(1) 品目リスト等関連資料の配布前

- ① 別紙「秘密保持誓約書」

(2) 令和 6 年 7 月 9 日 17 時 00 分まで

- ① 別紙 1 「誓約書」

※ 3. (4) に定める添付書類を含む

- ② 企画提案書及び補足説明資料等 各 15 部

※作成方法は 6. (1) に準ずる。同項 25 部は 15 部と読み替える

(対話実施要領のとおり)

※電子媒体でも提出すること (USB での提出は不可)

- ③ 参考見積書 (委託費のみ)

※見積方法は 5. (1) に準ずる

(3) 令和 6 年 8 月 6 日 17 時 00 分まで

- ① 最終企画提案書及び補足資料等 各 25 部

※作成方法は 6. (1) のとおり

※電子媒体でも提出すること (USB での提出は不可)

- ② 別紙 3-1 「委任状」及び別紙 3-2 「委任状」

※ (復) 代理人が入札する場合のみ

- ③ 参考見積書 (委託費及び材料費)

※見積方法は 5. (1) に準ずる

(4) 令和6年9月13日 14時00分まで

① 別紙2「入札書」

※封筒に入れ封印したもの。

※郵送による入札の場合は、上記を中封筒とすること。

## 9. 開札

(1) 開札日時及び場所

日時 令和6年9月13日 14時00分～

場所 国立研究開発法人国立循環器病研究センター内会議室

(2) 開札の注意事項

- ・開札は、入札者又はその代理人（復代理人を含む）を立ち合わせて行う。但し、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ・入札に立ち会う者は、各社1名とする。
- ・入札者又はその代理人は開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ・入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分を証明するものを提示又は提出しなければならない。
- ・入札者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ・開札した場合においては、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
- ・総合評価の方法にて得た評価数値の最も高い者が2者以上あり、かつ、最も低い入札価格を提示した者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者又は代理人にくじを引かせて落札者を決定する。入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときには、入札執行事務に関係のない職員がこれにかわってくじを引く。

## 10. 落札者の決定（総合評価落札方式）

本入札説明書3.（1）に従い、誓約書、書類及び資料を提出し、3.（4）の競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たした者で、13. の対話、6. の資料提出及び7. のプレゼンテーションを実施した者のうち、契約細則第36条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者であり、かつ、「総合評価基準」で定める総合評価の方法で最も高い評価を得た者を落札者とする。総合評価の方法にて得た評価数値の最も高い者が2者以上あるときは、最も低い入札価格を提示した入札者を落札者とする。また、総合評価の方法にて得た評価数値の最も高い者が2者

以上あり、かつ、最も低い入札価格を提示した者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者又は代理人にくじを引かせて落札者を決定する。入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときには、入札執行事務に関係のない職員がこれにかわってくじを引く。

ただし、①入札した価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、②契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

## 11. 契約価格の決定

- ・落札者が決まった場合は、入札公告1（5）に示す施設ごとに、直ちに~~その者~~と交渉し、契約価格を決定する。

## 12. 契約の締結

別紙契約書(案)により契約締結する。

## 13. 対話の実施について

本委託業務についての理解と適切かつ十分な資料等の提供がなされるよう、入札参加申込者別に「対話」を実施する。本入札に参加を希望する者は、必ず対話を実施しなければならない。

日程及び提出資料等の詳細は、別紙「対話実施要領」のとおり。

## 14. その他留意事項

### (1) 履行内容等にかかる軽微な事項変更

本入札に係る契約締結後において、実際の履行にあたり、重要な入札条件以外の軽微な事項について、仕様書の定めに関わらず発生する場合がある。その場合は双方誠意をもって対処することとし、このような場合も十分考慮し、入札金額を設定すること。

### (2) 発注数量の変動

本入札に係る契約締結後における発注数量については、諸般の事情により予定数量に関わらず変動するものである。そのため、入札金額については、この点も十分考慮し設定すること。

### (3) 契約内容の公表

契約を締結した場合には、契約の相手方等について、契約細則第42条の規定に基づき、当センターホームページにおいて公表する。

【参考】（一般競争参加者の制限）

第42条 センターの支出の原因となる契約であって、予定価格が100万円（賃借料又は物件の借入れの場合は80万円）を超える契約（第29条第2号の規定により契約した場合を除く。）を締結した場合には、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項をホームページにおいて公表しなければならない。

- 一 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
  - 二 理事長等の氏名、名称及び所在地
  - 三 契約を締結した日
  - 四 契約の相手方の氏名及び住所
  - 五 一般競争入札又は指名競争入札及び公募型企画競争の別によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
  - 六 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又はセンターの事務若しくは事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。）
  - 七 契約金額
  - 八 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率小数点以下第二位を四捨五入する。）  
（予定価格を公表しない場合を除く。）
  - 九 随意契約によることとした理由（随意契約を行った場合に限る。）及び会計規程等の根拠条文
  - 十 厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人にセンターの常勤役職員であったものが役員として契約を締結した日に在職していれば、その人数
  - 十一 その他必要な事項
- 2 前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。

(4) 国立研究開発法人と一定の関係を有する法人と契約情報の公開

「国立研究開発法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、以下のとおり、当センターとの関係に係る情報を当センターのホームページで公表する。よって、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うよう留意すること。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

ア 公表の対象となる契約先

・次のいずれにも該当する契約先

- ① 当センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課

長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

- ② 当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

#### イ 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者（当センターOB）の人数、職名及び当センターにおける最終職名
- ② 当センターとの間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

#### ウ 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当センターOBに係る情報（人数、現在の職名及び当センターにおける最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当センターとの間の取引高

#### エ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

#### オ その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがあり得るため留意すること。

#### (5) 2ヵ年連続して一者応札・応募となった案件の公表

2ヵ年連続して一者応札・応募となった案件については、「国立研究開発法人の契約状況の点検見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、一件ごとに契約の概要や、一者応札・応募の改善に向けた取り組み内容を記載した個表を作成し、当センターのホームページで公表する。この個表は、一者応札となった場合には契約業者名も含めて公表されることとなる。

よって、情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うよう留意すること。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

## 15. 質問書の提出

本入札に関して質問する場合は、電子メールにて、競争参加資格確認書類受領期限までに下記まで提出するとともに、質問書を送付した旨電話にて連絡すること。

回答は提出者へ電子メールにて行い、当センターホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

提出先 国立研究開発法人国立循環器病研究センター  
財務経理部財務経理課契約第一係 小田  
電話 06-6170-1069 (内線 40081)  
E-Mail: ncvc-keiyaku@ml.ncvc.go.jp

以上